

## 第5章 計画段階環境配慮書に対する意見及び事業者の見解等



## 第5章 計画段階環境配慮書に対する意見及び事業者の見解等

### 1 知事の意見及び事業者の見解

本事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見と事業者の見解は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 (1/4) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事の意見	事業者の見解
1 総 括 的 事 項	(1) 本事業は、大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び由布市（以下「関係市」という。）から排出される一般廃棄物の広域処理を行う施設を整備するものである。 対象事業実施想定区域の選定にあたっては、平成31年3月に大分市が策定した「一般廃棄物処理施設整備基本計画」を基に建設候補地を決定しているが、計画段階環境配慮書において、3候補地から最終の候補地1箇所への絞り込みについて検討した経緯については、十分な記載がなされていない。 事業の位置の決定は、環境影響評価手続における根幹をなすものであることから、対象事業実施想定区域を選定した経緯について、より詳細に記載すること。	事業実施想定区域を選定した経緯（関係者協議、説明会等の実施状況、住民意見・要望等を含む）について、追記しました。 (p. 2-5～p. 2-12 参照)
	(2) 本事業は、安定した一般廃棄物処理を進めて行くうえで必要不可欠なものであるが、事業の実施による環境への影響が懸念されるため、環境影響評価実施計画書以降の手続においては、「2 個別事項」に留意し、各環境要素に対する影響について検討のうえ、大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針別表第二の参考項目について、特段の事由がない限り、細大漏らさず選定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、必要な環境保全措置を検討すること。 また、各環境影響評価項目について実施する調査の詳細な内容、地点の設定根拠、予測及び評価の手法等に係る考え方、根拠等の情報を遺漏なく具体的に、かつ一般にも分かりやすく記載すること。	実施計画書以降の手続においては、「2 個別事項」に留意し、各環境要素に対する影響について検討のうえ、大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針別表第二の参考項目について、特段の事由がない限り、細大漏らさず選定します。 また、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討してまいります。 なお、各環境影響評価項目について実施する調査の詳細な内容、地点の設定根拠、予測及び評価の手法等に係る考え方、根拠等の情報を遺漏なく、可能な限り具体的に、かつ一般にも分かりやすく記載します。
	(3) 事業計画の検討にあたっては、地域住民等の生活環境への影響を可能な限り回避又は低減するため、利用可能な最善の公害防止技術等を採用するとともに、事業の実施について理解を得られるよう、丁寧な説明を行うこと。	受注事業者等を選定する際には、本事業において利用可能な最善の公害防止技術等について提案を求め、選定にあたっては事業者の要求事項との整合等について評価してまいります。また、地域住民に対しては丁寧な説明を行います。

表 5.1-1 (2/4) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事の意見	事業者の見解	
2 個 別 事 項	(1) 大 気 質	対象事業実施想定区域及びその周辺は、起伏に富む固有の複雑な地形を有することから、施設の稼働に伴う排出ガスの影響について、年平均値のみでなく、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響にも十分考慮し、適切に調査等を行うための手法を検討すること。	施設の稼働に伴う排出ガスの影響については、対象事業実施想定区域及びその周辺の複雑な地形、短期的な高濃度の影響も考慮して、調査、予測及び評価の手法を選定しました。 (p. 8-1～p. 8-5 参照)
	(2) 騒 音 ・ 振 動	計画段階環境配慮書における道路交通騒音の予測において、現況及び将来の予測が環境基準を超過する結果となっている。また、対象事業実施想定区域直近の上尾トンネル北交差点において車両が集中すること及び当該区域への往路が上り勾配の道路であることから、工事の実施及び廃棄物の搬出入による影響を把握するため、沿道の土地利用状況等を考慮したうえで現況の調査地点を設定するとともに、適切に予測及び評価する手法を検討すること。	道路交通騒音について、関係市からの主要運搬経路及び予測される交通量、沿道の土地利用状況、道路構造等を考慮して、調査、予測及び評価の手法を選定しました。 (p. 8-6～p. 8-11 参照)
		関係市からの主要運搬経路及び予測される交通量を図示等するとともに、必要に応じて当該経路上における代表地点についても調査地点を設定すること。	関係市からの主要運搬経路及び予測される交通量、調査地点を図示しました。 (p. 2-23～p. 2-24、p. 資-2～資-10 参照)
	(3) 悪 臭	施設の稼働に伴い、計画施設等による悪臭の周辺環境に与える影響について、固有の複雑な地形を考慮した適切な調査等を行うこと。	施設の稼働に伴い、計画施設等による悪臭の周辺環境に与える影響について、固有の複雑な地形を考慮して、調査、予測及び評価の手法を選定しました。 (p. 8-12～p. 8-14 参照)
	(4) 水 質	工事の実施による濁水の影響については、近年増加傾向にある集中豪雨の傾向を十分に踏まえ、適切に調査等を行うこと。	工事の実施による濁水の影響について、予測の条件とする降雨量は、これまでの降雨状況を踏まえて設定しました。 (p. 資-11 参照)
	(5) 地 形 及 び 地 質 関 係	対象事業実施想定区域の造成工事において当該区域以外から土砂を搬入する場合は、搬入土砂の有害物質による汚染状況について必要な調査の実施を検討すること。	本事業に係る造成工事(盛土工事)は、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の対象とはなりません。工事の実施に際しては、本条例を参考として、有害物質による汚染状況について必要な調査の実施に努めます。
		計画施設は、災害発生時に地域の核となる災害廃棄物の処理施設となるだけでなく、地域の避難拠点としての機能も期待されることから、対象事業実施想定区域の地質調査などを十分に行い、災害に強い施設の整備を計画すること。	今後の造成設計では、対象事業実施想定区域の地質調査結果を踏まえ、法面の形成、保護の方法等、防災・土砂災害上の対応等を考慮していきます。また、地域の避難拠点としての機能を満たすよう、施設の強靱化についても検討してまいります。

表 5.1-1 (3/4) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事の意見	事業者の見解
2 個別 事項	<p>(6) 動植物及び生態系</p> <p>対象事業実施想定区域は、採石場の跡地に太陽光発電所が立地したものであるため、事業の実施による大規模な地形改変は行われませんが、大分市自然環境調査報告書（平成19年大分市）によると、当該地域の周辺地域では動植物の重要種が確認されているため、工事の実施により、周辺に生息する動物への影響が懸念される。</p> <p>そのため、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受け、適切な手法を用いて現況調査を実施するとともに、必要に応じ、工事の実施並びに土地及び施設の使用による影響を回避又は低減する環境保全措置を十分に検討すること。</p>	<p>大分市自然環境調査報告書（平成19年大分市）によると、対象事業実施区域の周辺地域では動植物の重要種が確認されています。また、工事の実施により、周辺に生息する動物への影響が懸念されることから、準備書段階では、猛禽類調査を含めた動物調査、植物調査、生態系調査を実施します。</p> <p>(p. 8-21～p. 8-31 参照)</p> <p>また、現地調査に際しては、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて実施し、調査、予測結果に応じて、工事の実施並びに土地及び施設の使用による影響を回避又は低減する環境保全措置を十分に検討します。</p>
	<p>(7) 景観</p> <p>対象事業実施想定区域は大分市景観計画における自然景観保全エリアに該当することから、施設の設計等に当たっては、当該エリアの景観形成基準を踏まえたうえで、周辺の景観状況を調査し、景観への影響を考慮した施設配置、形状、高さ、色彩等を検討するとともに、植樹等により周辺の自然環境との調和を図るよう努めること。</p> <p>なお、植樹等を行う場合は、周辺の植生に配慮のうえ、在来種を用いて行うこと。</p> <p>計画施設は、市民サービスのための複数の機能が併設されるため、景観の要素だけでなく、騒音・振動や悪臭対策等の環境要素及び廃棄物収集運搬車両等の動線等を総合的に勘案し、安全性や利便性を考慮したうえで配置等を検討すること。</p>	<p>メーカー等を選定する際には、周辺の景観への影響を考慮した施設配置、形状、高さ、色彩等について提案を求め、選定に当たっては、景観形成基準、周辺の景観状況等を踏まえた、事業者の基本的な考え方との整合等について評価してまいります。また、なお、植樹等を行う場合は、植物調査、生態系調査の結果も参考として、在来種を用いて行います。</p> <p>ご指摘のとおり、配置計画は景観のみによって立案するものではありません。今後は、騒音・振動や悪臭対策等の観点、場内動線、市民利用の安全性や利便性も踏まえた配置を検討してまいります。</p>
	<p>(8) 廃棄物等</p> <p>工事の実施及び事業活動に伴って生じる廃棄物等については、その発生抑制及び再利用等に努めるとともに、有効活用できないものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。</p>	<p>工事に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令を遵守し、適正な処理、処分を実施するとともにリサイクルに努めます。</p> <p>また、エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働により発生する廃棄物について、処理方式を焼却方式（ストーカ式）、ガス化溶融方式（シャフト炉式）、ガス化溶融方式（流動床式）のうちから今後選定しますが、いずれの処理方式であってもセメント原料化や山元還元、資源化を基本とします。</p>

表 5.1-1 (4/4) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事の意見	事業者の見解
2 個 別 事 項	(9) 温室効果ガス等 建設機械や工事用車両等の選択においては、可能な限り排出ガス対策型、省エネルギー型を採用するとともに、工事用車両及び廃棄物運搬車両の適切な運行について指導を行うなどにより、温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	建設機械や資材等運搬車両等は、可能な限り排出ガス対策型、省エネルギー型、低炭素型を採用します。また、資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両のアイドリングストップについて指導を行うとともに、休憩場所の確保などにより、温室効果ガス等の排出抑制に努めてまいります。
	温室効果ガス等については、処理方式毎の排出量、工事用車両及び廃棄物収集運搬車両の走行に伴う排出量、発電による削減量、残渣資源化に伴う排出量等を可能な限り把握し、現状と比較すること。 なお、処理方式等の検討にあたっては、温室効果ガスの削減効果を勘案すること。	準備書段階における温室効果ガス等の調査、予測及び評価にあたっては、処理方式毎の排出量、資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う排出量、発電による削減量、残渣資源化に伴う排出量等を可能な限り定量的に把握し、現状との比較を行います。 なお、処理方式等の検討、メーカー等を選定する際には、温室効果ガスの削減効果についても勘案します。
10) そ の 他	環境影響評価図書に記載する図面は、騒音等による住居等への影響など、環境影響評価を行ううえで特に重要なものである。 そのため、環境影響評価実施計画書以降の図書については、各環境要素に応じた適切な図面を、適切な縮尺を用いて示すとともに、影響が予測される部分は必要に応じて拡大するなど、図示する趣旨を十分に踏まえて作成すること。	環境影響評価図書に記載する図面は、騒音等による住居等への影響など、環境影響評価を行ううえで特に重要なものであることを踏まえ、環境影響評価実施計画書以降の図書では、各環境要素に応じた適切な図面を、適切な縮尺を用いて示すとともに、影響が予測される部分は必要に応じて拡大するなど、図示する趣旨を十分に踏まえて作成します。
	工事の実施及び施設の稼働による上尾トンネル北交差点における交通量の増加に伴い、交通事故や渋滞の発生等が懸念されることから、当該交差点付近の道路幅員、車線数、交通量等の道路情報を把握し、これらについて予測及び評価するよう努めること。	資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両が集中する上尾トンネル北交差点及び国道10号（大南橋先交差点～久原交差点）に着目して、準備書段階では、地域交通として環境要素に設定し、道路交通の状況等を調査、予測及び評価を行ってまいります。 (p. 6-1～p. 6-5、p. 8-37～p. 8-38 参照)

2 一般の意見の概要及び事業者の見解

本事業に係る計画段階環境配慮書について以下のとおり公告・縦覧した結果、一般の意見は2通3件が提出された。

- ・公 告 日：令和2年7月13日
- ・縦 覧 期 間：令和2年7月13日から令和2年8月11日
- ・意見書提出期間：令和2年7月13日から令和2年8月18日
- ・意見書提出数：2通（3件）

一般の意見の概要と事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 一般の意見の概要及び事業者の見解

区分		一般の意見	事業者の見解
第一種対象事業の目的及び内容	(1) 計画施設の諸元	プラント用水として、井水利用することは絶対反対です。上り尾の多くの家庭では、井水を生活用水として利用しています。また、簡易水道も井水と湧水を利用しており枯渇する可能性があります。なぜなら伏流水・滞流水ともその流れを特定することができません。上水が地震や大野川の洪水等で確保できなくなることが火を見ることよりも明らかです。上水が確保できなくなった時に多様なバックアップを準備しておくことが必要だと考えます。	プラント用水、生活用水については上水道を使用することとしています。また、大規模災害時に上水道が使用できない期間が生じることも想定し、プラント用水は循環・再利用対策を講じるなどバックアップについても十分な検討をしております。
	(2) 収集・運搬計画	一次集積所を設置するなどの工夫をして、パッカー車や、ごみを持ち込む一般車の台数を減らす対策を真剣に考えてください。また、パッカー車を排ガスの出ない（少ない）車にしてください。  自動車の騒音の状況とありますが、騒音に加え信号待ちや渋滞、坂道による排気ガスの増加が周辺地区に環境影響を生じる可能性があります。ごみ収集車両は車両更新時に電気自動車、ハイブリット車、天然ガス車等環境配慮型に順次切り替えてゆくことが望ましい。 その他～ごみの減量化を広報や収集方法等の検討により推進してほしい。	渋滞問題及び騒音対策、排ガスなど周辺環境への影響を考慮する中、発生源となる車両台数の削減に向けた取組として、中継施設の設置など関係6市とも連携してまいります。ごみ収集車両の更新時には環境配慮型の導入に努めます。また、ごみの減量については今後とも総量削減に向けた市民啓発活動に取り組みます。